

「自衛隊・米軍報道を検証する」 ——マスメディアは事実を伝えているのか——

日時 2009年5月9日（土）13時30分～16時30分

場所 東京しごとセンター地下講堂

パネリスト

半田 滋 (はんだ しげる)

1955年栃木県生まれ。東京新聞編集委員。下野新聞社を経て、1991年中日新聞社に入社し、東京新聞編集局社会部勤務。1992年より防衛庁（現防衛省）取材を担当。1993年防衛庁防衛研究所特別課程修了。

著書に『「戦地」派遣—変わる自衛隊』（岩波新書2009/2）『闘えない軍隊 肥大化する自衛隊の苦悶』（講談社+α新書2005/8）。

三宅 勝久 (みやけ かつひさ)

1965年岡山県生まれ。元「山陽新聞」記者。「週刊金曜日」連載の武富士批判記事を巡り、同社から1億1000万円の損害賠償を求める口封じ訴訟を起こされるが最高裁で勝訴確定。反撃訴訟でも全面勝訴を勝ち取る。現在は消費者金融のほか、自衛隊内のいじめ、自殺問題などを取材。

著書に『悩める自衛官—自殺者急増の内幕』（単行本 2004/9）『自衛隊員が死んでいく—“自殺事故”多発地』（単行本 2008/5）

松元 剛（まつもと つよし）

1965年沖縄県生まれ。88年、琉球新報社入社。政経部で2度の基地担当、編集委員、整理部副部長などを経て、現在経済部部長待遇。2002年の連載企画「軍事基地と住民」で新聞労連ジャーナリスト大賞、2004年の日米地位協定改定キャンペーン報道で、日本ジャーナリスト会議（JCJ）賞大賞、石橋湛山記念早稲田ジャーナリズム大賞など受賞。共著に『ルポ 軍事基地と闘う住民たち』（NHK出版、2003年）、『検証 地位協定——日米不平等の源流』（高文研、2004年）、『観光コースでない沖縄第4版』（2008年、高文研）など。雑誌「世界」にコラム「沖縄という窓」を隔月連載中。

コーディネーター

豊 秀一 (ゆたか しゅういち)

1965年福岡県生まれ。MIC議長（新聞労連委員長）。89年、朝日新聞社に入社。東京本社社会部で主に司法・憲法問題を担当。01年9月から3年間、司法担当論説委員。千葉総局デスクを経て2008年9月、新聞労連委員長、MIC議長に就任。著書に『国民投票―憲法を変える？変えない？』（岩波ブックレット）。

■特別報告

「ソマリア沖の海賊対策」

——繰り返される海上自衛隊の「駆けつけ警護」——



東京新聞編集委員 半田 滋氏

去る3月14日に広島県呉市の海上自衛隊呉基地で出港行事があり、護衛艦の「さざなみ」と「さみだれ」の2隻がソマリア沖に向けて出港しました。いざ出港というときには、自衛隊の音楽隊が「君が代行進曲」を演奏し、旧軍のときから続く「軍艦マーチ」に送られて、一隻ずつ出て行く。1991年のペルシャ湾への掃海艇派遣から続いている自衛隊の海外派遣の見送り行事です。14日は、麻生総理も見送りに来ていました。

91年のペルシャ湾の掃海艇派遣は、「海上自衛隊は、長官の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする」という自衛隊法第99条（機雷等の除去）だけを根拠に海外に行きました。ご存じのように、日本唯一の武力集団である自衛隊が、自衛隊法だけで海外に行っているのかと与党内でも問題になりました。翌92年、国連平和維持活動（PKO）で陸上自衛隊が出ていくときには、いわゆるPKO協力法ができて、これに従って海外派遣が行われるようになりました。2001年にはテロ対策特措法が成立し、洋上補給が始まりました。2003年にはイラク特措法によってイラクでの支援活動が行われました。いずれも恒久法もしくは特別措置法が自衛隊海外派遣の根拠となっているのです。

■自衛隊法のみを根拠に海外派遣

今回は、浜田靖一防衛相の言った「当面の応急措置」という言葉に象徴されるように、法律の策定がないまま自衛隊法だけで出て行ったことが特徴です。海上警備行動の一環というわけです。海上警備行動は、これまで、北朝鮮の工作船事案と、中国の潜水艦による領海侵犯事案の2件しか発動されていません。2件とも、日本近海の自衛隊の行動に対して命令が下ったのですが、今回は1万キロも離れたところに自衛隊法だけで行くという、いささか乱暴な形の派遣が行われているわけです。

従来は、法律をつくる国会審議を通じて、派遣の問題点や憲法との整合性などが議論され、派遣の妥当性が問われる。つまり文民統制という形で国会のチェックが入っていました。さらに、基本計画もしくは実施計画が閣議決定されることで、その計画の全貌が国民の前に明らかにされました。ところが今回は、そういう規定をつくらなければならないという決まりがない。今回、派遣される部隊に対しては「別に命じるまでの間、行っていなさい」という、エンドレスの派遣であることが最初から決まっているのです。

■「当面の応急措置」が必要とは思えぬ実態

なぜ、「当面の応急措置」が必要だったのか。政府は、「今、ヨーロッパに向かう船はスエズ運河を通る前にソマリア沖のアデン湾を通らなければならない。そこを通る日本の船は年間2000隻。1日に5隻以上が通るから、警護活動が必要だ」ということを大義名分にして送り出したのです。

次の表をご覧ください。海上自衛隊の警護活動は、3月30日～5月6日までの間に15回にわたって行われました。アデン湾の中の東西に長い900キロの地点を、片道2日間かけて自衛隊の船が日

本の船を警護して出ていきます。帰りにまた2日間かけて戻る。それが15回行われています。

【当日の配布資料より】

1 海上自衛隊の警護活動

(1) 護衛実績（末尾は終了日、○1個につき日本籍船1隻、防衛省資料から作成）

- ① 西航 5隻（自動車専用船3隻、タンカー2隻）3月30日—4月1日
- ② 東航 2隻（LNG船1隻、タンカー1隻）1—3日
- ③ 西航 3隻（専用貨物船1隻、コンテナ船1隻、自動車専用船1隻）3—5日
- ④ 東航 4隻（専用貨物船1隻、LNG船1隻、自動車専用船2隻）7—9日、○
- ⑤ 西航 3隻（タンカー1隻、自動車専用船2隻）9—11日
- ⑥ 東航 3隻（一般貨物船1隻、自動車専用船1隻）11日—13日
- ⑦ 西航 1隻（専用貨物船1隻）13日—15日
- ⑧ 東航 2隻（タンカー1隻、自動車専用船1隻）19—20日
- ⑨ 西航 3隻（旅客船1隻、一般貨物船1隻、自動車専用船1隻）20—22日、○
- ⑩ 東航 3隻（専用貨物船1隻、自動車専用船2隻）22日から24日
- ⑪ 西航 2隻（専門貨物船1隻、自動車専用船1隻）24日から26日
- ⑫ 東航 5隻（タンカー3隻、自動車専用船2隻）4月29日から30日
- ⑬ 西航 5隻（旅客船1隻、タンカー2隻、LPG船1隻）4月30日から2日、○
- ⑭ 東航 2隻（専用貨物船1隻、自動車専用船1隻）2日から4日
- ⑮ 西航 1隻（自動車専用船1隻）4日から6日

- ・ 合計44隻、1回あたりの警護船舶は平均2.9隻。
- ・ 見込み10隻→実数2.9隻で3分の1以下。

1日～2日かけるので、1日あたり5隻なら10隻が警護の対象になるはずですが、実際は10隻に達した日は1日也没有。表のとおり、初日はご祝儀相場のように5隻入っているものの、その後は1隻しかない日が2回あります。2隻の船に守られて1隻が通るといふ、非常に贅沢な警護活動が行われているのです。15回で計44隻ということは1回あたり平均2.9隻で、10隻の3分の1以下。「当面の応急措置」として派遣するほどの問題でないのは明らかです。

「日本の船」と言ってもリベリア船籍などの便宜置籍国の船です。また、この表の中で、○印が付いている3隻が日本籍の船ですが、そのうち2隻が「旅客船」で、「ばしふいっくびいなす」と「飛鳥」。豪華客船の世界クルーズを、日本の護衛艦が護衛しているのです。

■政府に船団護衛を依頼しながら「活用しない」日本船主協会

なぜこんなに「贅沢な警護」になっているのか？ 日本船主協会によると「船の数が減った」ということでした。2000隻のうち約1500隻が、好景気のときに使われる自動車運搬船とコンテナ船でした。世界不況の影響で、特に自動車運搬船が半減したため「贅沢な警護」になってしまったのです。

また、船舶の運航スケジュールはタイトに決められているので、片道2日、4日で1往復する警護活動の運航スケジュールに合わない場合は加われない。たまたまそこに他国の軍艦がいれば、それにくっついて行く「金魚のフン作戦」というのを展開しているそうです。

船舶余りの影響で、ゆっくり時間をかけて、経済速度で南アフリカの喜望峰へ迂回する船舶も増えているという。昨年、日本の船がスエズ運河を渡る際に支払っていた通行料は1隻あたり2000万円とありますが、その費用に比べると、日数はかかっても燃費を使わない経済速度なら十分ペイできるという説明です。さらに、日本の船舶業者が扱っている船の中に、ヨーロッパからオーストラリアに行くというように、日本に関係しない船も相当数ある。このような理由から実際の警護活動に加わる船が少ないというのです。

こうなると、「当面の応急措置」はもはや成り立っていないのではないのでしょうか。このことを書いている新聞は、東京新聞と中日新聞しかありません。行くまでは皆それなりに関心を持って記事にするのですが、実態と違うことを報道した社が他にない。これはまた別の問題であろうと思います。

■任務にはない外国船の救助が4回も

また、本来は「できない」と言っていた外国の船の警護活動も、すでに4回行われています。次の表をご覧ください。

日本とは関係のない、つまり自衛隊法による海上警備行動の警護対象でない船を助けるために、自衛隊の「さざなみ」や「さみだれ」が交代で出て行き、不審船を追い払っています。海賊対処法案が衆議院を通過しましたが、実際には、その法案を先取りする形で、このような行動が行われているのです。

【当日の配布資料より】

3 任務にはない外国船の救助

①4月3日

「さざなみ」がシンガポール船籍のタンカーから救助要請を受け、現場に急行し、大音響発生装置とサーチライトを使ったところ、不審船は離れた。

②4月11日

「さみだれ」がマルタ船籍の商船から無線連絡を受け急行、近くの不審船に大音響発生装置を使って警告したところ、やはり不審船は停止した。

③4月18日

「さざなみ」がカナダ船籍と思われるクルーザーから「不審な小型船に追尾されている」と無線を受け、哨戒ヘリコプターが発進して近づくと不審な船は停止した。

④4月30日

関係国または関係機関からの通報で「さみだれ」のヘリコプターが発艦、安全確認した。（パナマ船籍、付近にダウ船2隻、小型船2隻で「危険はない」）

■広がる武器使用への懸念

新聞を見ていて、「間違った報道がなされているな」と感じる場合があります。武器使用についてです。PKO法でも特措法でも同じですが、今、自衛隊が海外に出て行ってどんな対応をした場合でも、武器使用基準は「正当防衛」と「緊急避難」しかありません。これは海賊対処法が成立した場合も変わりません。ところが新聞報道を見ると、「海上警備行動では、正当防衛・緊急避難しか武器使用ができないから不完全だ」という書き方がされている。これは明らかな間違いです。

では、海賊対処法ができた場合、何が変わるのか？ 現在、自衛隊の護衛艦は日本関係の船を守るために武器使用ができます。つまり、自分が撃たれていなくても、日本の商船が海賊に襲わ

れそうになったら、相手に攻撃ができる。威嚇射撃だけでなく、海賊の身体を狙う危害射撃も可能です。

ところが、これを聞くと答えないんですね。なぜ答えないかというと、いわゆる秘密の武器使用基準に書かれていることなので、公務員が秘密を明かすことになるから答えない。そこがあいまいになっているのをいいことに、「現状は不完全だ」という言い方がされているわけです。

海賊対処法ができれば、外国船を守るためにも同様に武器使用ができるようになります。現在は、自分や日本の関係船舶しか守れないけれど、今度は外国船を守るために武器使用ができる。先ほど、すでに4件の外国船の救助を行っていたと言いましたが、海賊が外国船に向かってきても武器を使えないという限界があります。ただし、海賊船と外国船の間に自衛隊が割って入り、自分が撃たれるような場面になれば、「正当防衛・緊急避難」を理由に武器が使えます。できることは現在も多々あると言えます。

■「駆けつけ警護」

このような形で、相手を救助するために出て行って、武器使用もいとわないのを「駆けつけ警護」と言います。現在の憲法下では、武力行使に当たる可能性があるとして認められていない自衛隊の活動の一つです。ところが実際には、自衛隊海外派遣は、この「駆けつけ警護」をするかどうかの繰り返しの歴史といえるんですね。

自衛隊にとっての最初の海外派遣は、1992年のカンボジアPKOです。このとき、多数の日本人選挙監視員が現地に送り込まれ、「彼らを守れ」という声が国会で高まりました。ところが、自衛隊には日本人を守る法的権限がない。守るために武器を使えば武力行使になりかねないということで、公にはなりませんでした。

そこで、どんなことが考えられたか。もし選挙監視員が撃たれたら、その間に割って入れ。人間の盾になればと命令されたわけです。当事者になれば正当防衛を理由に武器を使える。幸いにもそうした場面がなかったため、人間の盾作戦は実施されないまま終わったにすぎません。

ルワンダの難民救援でも、同じようなことがありました。日本人医師団の車が難民に奪われたとの連絡が入った。派遣部隊は、医師団救出のために武器を持って駆けつけた。実際に「駆けつけ警護」を行ったわけです。このときの説明は、「情報収集のために出て行った」というものでした。実態として「駆けつけ警護」を行っているにもかかわらず、中身はごまかしの説明が行われ、特段問題になることもなかったというのが実態であったろうと思います。

■「海賊は私的団体だから憲法違反にはあたらない」？

今回、外国船の救助に行く。海賊との間に割って入る。そこで自分が狙われないと「正当防衛」で武器は使えない。けども、逆に自分が守るべき日本船舶がやられたときに撃ち返す。それはいいんですよということが割と簡単に決められている理由は、相手が海賊だからです。海賊だからいいんだというのが日本政府の説明です。

では、海賊とは何か？ 政府は、「国または国に準じる組織」、つまり軍隊や軍隊のような団体に対する武器使用は、憲法9条で禁じた武力行使になるのでできない、と一貫して説明してきています。テロ組織も、その対象に入っています。ところが、海賊は私的団体だから構わないという。海賊の実態が何であるかはさておき、海賊行為に着目し、それに対する武器使用は武力行使にならないという説明です。警護活動を行って、相手が攻めてきたとき、近寄ってきたときに撃ち返しても問題はないという言い方をしている。武器の使用基準が、実態として緩んできているとい

えると思います。

■無視される海上保安庁

上程されている海賊対処法案は、第一義的には海上保安庁が対応すると読めるんですね。ところが、実際には海上保安庁が海賊の対処をできない理由として、海上保安庁の岩崎貞二長官が3つの理由を挙げています。一つは、海賊が持っている武器が重火器で、破壊力が大きいこと。第二に、各国が軍艦を出しており、巡視船を出している国はないこと。第三に、距離が遠すぎることです。

ところが、日本の海上保安庁には、「しきしま」や「みずほ」など、ヘリコプターを搭載している大型の巡視船、つまり護衛艦と同じような船が10隻以上あるんですね。その船では足りないというのであれば、今回の15兆円の大型補正に建造費を盛り込んでもよさそうなのに、そういう行動は一切ありません。

では、海上保安庁には力がないのかというと、まったく違う。例えばシンガポール沖のマラッカ海峡。かつて、海賊が出没する地域として知られていました。日本の船も1999年に一度拉致され、身代金を払おうかというところまでいきました。その後、2000年から海上保安庁が海賊対策に乗り出し、2006年にはシンガポールに「海賊情報共有センター」が設置されています。そこに16人の各国の職員が詰めていますが、そのトップが海上保安庁から出ている。そして、それぞれの国に応じて、海上保安庁が巡視船を供与したり、ノウハウを提供したりしている。その結果、海賊案件は激減しているのです。

これに比べて、ソマリア沖はどうなっているか。ソマリア沖に各国の軍艦が出ていることは事実ですが、日本と同じ島国であるイギリスには、日本のような海上保安庁（沿岸警備隊）がなく、イギリス海軍が海上保安庁の仕事を兼ねています。スペインやフランス、ドイツも軍艦を出していますが、これらの国にも海上保安庁のような組織はありません。他にないから、たまたま軍艦が出ているだけで、軍艦でなければできない仕事をしているわけではないんです。

■各国が軍艦を出したことで、連携が不能に

中東の国々も、マラッカ海峡での成功例のように、海賊情報の共有を目指そうとしました。そうすれば、A国からB国に逃げていったときにB国が対処できる。B国からC国に逃げたらC国に情報が伝わり、連携プレーで対処できるからです。今年1月、沿岸国による会議が行われ、センターの設置は決まりました。しかし、紅海沿岸の国々は、現地に西欧諸国の軍艦が入り込むことを理由に、この会議に参加していません。ですから、次々に情報を流していった、そこで対処するという方法が、ソマリア沖ではできなくなっているんです。その理由の一つが、各国が軍艦を出してしまったことなんですね。

マラッカ海峡では、各国の海上保安庁や沿岸警備隊が海の警察だから、つまり、軍隊ではないからこそ連携し、成功することができました。ところがソマリア沖では、ヨーロッパに沿岸警備隊がないために、軍艦が出てきた。それがイスラム教国の反発を呼び、うまくいかなくなっているんです。それがわかっているのに巡視船を出さず、ヨーロッパと同じように軍艦を出しているのが日本なのです。

■ソマリア沖の海賊の実態は

ソマリア沖の海賊の正体は何か。日本政府の答弁によると「わからない」。「相手が軍隊に準じる組織だったらどうするのか？」と問えば、「海賊は私的団体だ」と答える。「じゃあ誰なの？」と聞くと「分からない」と返答してくる。

「よく分からない」というのは、私もその通りだと思います。ただし、海賊が出てくるソマリア東海岸のブントランドは、ソマリアの暫定自治政府の前大統領だったユスフの出身地です。ここで99年から2001年にかけて、英国の民間軍事会社「ハート・セキュリティー社」が、自治政府の人たちに海軍あるいは沿岸警備隊をつくるためのノウハウを教えています。艦船の操艦技術や通信技術、武器の使い方といった、まさに軍隊そのもののやり方を教えたのです。そこから海賊に変わっていったようです。

ソマリア沖の海賊は今、ブントランドからアデン湾まで、遠いところは1000キロ以上も離れたところに出て行って海賊行為をしています。小型の漁船なんかじゃ行けませんから、大型のトロール船を改造して、中に小型のボートを3隻も4隻も入れて、獲物が出てきたら観音開きのドアが開いて、そこからボートが出てきて海賊行為をするんですね。海賊が相手の船に乗り移る手段は、大して高価ではないアルミ製のはしごです。守られた船は、海面から甲板までの高さ、つまり乾舷（かんげん）の高さが8～10メートルもありますから、はしごだと届かない。ということは、海賊に襲われる対象ではないんです。そういう船が守られて、優雅にクルージングを楽しんでいらっしゃるんですね。

つまり、実態にまったく合っていない。海賊が何者かを伝えきれない我々も悪いけれど、日本政府は、国連海洋法条約101条にある海賊の定義が「私的な団体」と読める。そこだけを援用して問題ないと強弁しているのです。

■「対米支援」に意欲を燃やす海上自衛隊

最後に、自衛隊が今どうなっているかをお話します。去年12月ごろまでは自衛隊も、今回の活動には消極的でした。昨年、イージス艦「あたご」の事故があったり、イージス艦の情報漏えい事件があったりして、組織の中がうまくいっていなかった。任務が多いのに人が少なく、バランスがとれていないということで、人が増えることはありえませんか、任務を減らすことを決めた。そのため、ソマリア沖への派遣にも非常に消極的でした。

ところが、昨年12月16日に、アメリカが起草した「国連安保理決議1851」が通りました。ソマリア沖の海賊対処のために、陸上攻撃ができると書かれているんです。これまでアメリカは、ソマリアへのかかわりには消極的だったのに、態度がガラッと変わった。これを見て、日米同盟が頭をもたげてくるわけですね。これは、我々が「我々が積極的にやらなくてどうする」ということになりました。

■専守防衛の国是はどこへ

護衛艦2隻だけでなく、5月には、P3Cという海上自衛隊の哨戒機2機が派遣されます。今、アデン湾上空を飛んでいる哨戒機は、スペインとフランスとドイツの各1機、計3機です。アメリカは、ジブチに哨戒機を3機置いています。実際はアフリカ内部の偵察を行っており、十分な哨戒が行われていません。そこで各国が1機ずつ出して3機しかないところに日本が2機出すと、イニシアチブを取れるわけですね。アメリカの手が回らないところを日本が補っていく形ができる。

こうして、ジブチ空港にP3Cが置かれるのですが、その警護のために、海外活動を専門とする中央即応集団直轄の中央即応連隊が初めて派遣されます。宇都宮駐屯地から陸自隊員が約50名派遣

され、軽装甲機動車や高機動車などを持ち込んで、本格的な警護活動が行われる。この警護活動も海上警備行動として行われるという、とても不思議なことが間もなく行われようとしています。

今、中東・アフリカ沖には、洋上補給のための補給艦と護衛艦が1隻います。さらに、海上警備行動で出た護衛艦2隻。計4隻の自衛隊艦艇がいます。P3Cが今度2機派遣される。陸上自衛隊50人が送り込まれる。その物資を運んでいくのが航空自衛隊のC130輸送機です。

中東・アフリカの地に、1000人もの陸上・海上・航空自衛官がそろって行く。これが、専守防衛の名のもとで行われている海外活動です。しかも、その活動の根拠が、国内での自衛隊活動を根拠にした自衛隊法である。このように、とんでもない脱法行為が当たり前のように行われていることを、あらためてここに報告させていただきます。

■特別報告
「憲法を凌駕する安保 日米軍事融合をどう報じるか」
—沖縄からの報告—



琉球新報記者 松元 剛氏（経済部部長待遇）

私は琉球新報に入社して20年になりますが、その間に2度、政経部で基地担当をしました。大田昌秀知事の県政末期の8カ月間、そして、沖縄の基地行政が劇的に転換した稲嶺県政を4年間取材した後、編集委員で地位協定の不平等性や、さまざまな問題点をたどっていくキャンペーン報道に従事。その後、2度目の基地担当として、米軍再編の最終合意に至る局面を現場で取材しました。

司法・警察担当時代を含めると十数年、基地問題を取材した経験から報告をしたいと思います。

■伊芸区で起きた、ある流弾事故

毎年、沖縄ではいろいろな事件・事故が起きています。特に最近、読者からうちの社会部などに電話がかかってきて怒りをまじえた反応があったケースは「伊芸区流弾事故」です。私自身も非常に腹が立っています。これは昨年12月10日、沖縄本島のほぼ中央部にある金武町の伊芸区で起きた事故で、キャンプ・ハンセンという米軍の実弾射撃演習場に隣接する住宅の駐車場に停めてあった国産高級車のナンバープレート付近に銃弾が飛び込んだものです。その瞬間、車の後方では、所有者のお母さんが鉢に水をやっていました。息子さんの車のほうから煙がバンと上がって、ものすごく大きな音がして、怖くてしゃがみこんでいた。しばらくすると音は止んだが、あの恐怖感が消えない。2日後に息子さんが見てみると、ナンバープレートを銃弾が撃ち抜いていました。

県警が鑑定すると、M33ボール弾という弾が出てきました。米軍の重機関銃に装填されていて、沖縄の自衛隊も使っていない弾です。その時間帯には、伊芸区の近くの、恩納岳を越えた反対側の恩納村で、重機関銃を用いた激しい訓練が行われていました。誰がどう見ても、海兵隊の弾が射角を制御できずに山を越えて民間地域に飛び込んだ事故です。

■流弾事故を否定する米軍、意義を申し立てない日本政府

実は、伊芸区では戦後、20件もの流弾事故が起きています。日本の中に、実弾が住宅地域に降り注ぐ地域がどこにあるのでしょうか。19歳のとき、家でくつろいでいる最中に太ももを撃ちぬかれた50代の女性もいます。このように、実際に弾に撃たれ、被害にあった住民がいる地域なのです。

その地域で、またこうした事故が起きた。県警も、米軍の銃弾である可能性が非常に強いとみて捜査をしていたのですが、2カ月後、米軍は「訓練とは関係がない、と海兵隊が結論を出した」と答えてきました。今まで何回も流弾事故を起こしてきたので、重機関銃を撃つときは射角を制御し、基地の外に弾が飛び出さないように安全対策を講じている。だから弾は飛び出ていないという。

結論としてそれだけなんです。どういう部隊がどういう訓練をして、どういう弾を何発撃っていたかは一切明らかにせず、木で鼻をくくったような、「安全管理をしていたから事故が起きるわけ

がない」という回答なんですね。それに対し、日本政府はまったく異議申し立てをしない。

■「暴力団より始末の悪い」

うちの社会部に電話をかけてきて、沖縄の方言で、「まだウチナーのアシバーたちの方がずっと誠実だ」とおっしゃった読者がいたそうです。アシバーは、暴力団を指します。沖縄では、これまで何度も暴力団抗争で民間地域に弾が飛んでいくようなことがあったけれども、暴力団の人たちでも、撃ち合いをして民間に弾が飛んだり、民間の人がケガをしたりしたときにはちゃんと謝る。「私たちは暴力団同士でしか当たらないような銃撃戦をしているので、皆さんに弾が飛ぶわけがない」というような言い訳は絶対にしない。それを、読者の方は指摘されたのです。

■米軍の杜撰な調査、沖縄県警の反発

さらに2カ月経って4月、米軍の公式報告書の内容が報道されました。米軍は国防総省（ペンタゴン）や海兵隊から専門家を沖縄に派遣し、詳細な調査をした上で、やはり海兵隊は関与していないという報告書をまとめたのですが、事故の発生日が1日ずれている。事件発生日は12月10日なのに、報告書では、訓練があまり激しく行われなかった翌日になっている。こうしたずさんな調査をしているわけです。

内々に、中間報告的な情報が県警に寄せられたとき、県警は「日付が違う。おかしい」と何度も指摘しました。にもかかわらず、最終報告書では、違う日付をもとにして、「米軍は関与していない」と出してくる。こんなことがまかり通ることに、沖縄県警の捜査員も腹を立てています。それなのに、日本の外務省・防衛省は、米軍に「おかしい、調べ直せ」という具体的な目に見える形のアクションをしない。

一つ象徴的な問題としてお話しましたが、沖縄問題には、地方が抱える財政が困窮している。自治体財政が厳しく、社会保障がどんどん削られていく。そういう一般的な問題もあります。島嶼県ですから、輸送コストがかかって生活物資がなかなか安くならない、という問題もあります。そして基地問題そのもの。米軍が起こす事件・事故や、普天間飛行場移設問題という最大の懸案もあります。

こうした諸々の問題を積み重ねて見ていく上で、日本の平和憲法の下で静かに平穏に住民が暮らしていけるという「あるべき地域の姿」から著しくかけ離れたものを総称する形が沖縄問題ではないかと、沖縄で取材をしていて感じるわけです。

米軍再編でいえば、米軍再編交付金は大きな問題をはらんでいる。基地を受け入れた地域にかなりの額が傾斜配分されていき、札束で頬をたたくがごとく、財政の厳しい自治体がひれ伏し、自治体が政府に屈服していく。そういう形で、沖縄の自己決定権をどんどん蝕んでいく。復帰から間もなく38年になりますが、今もって沖縄では、こういうことが繰り返されています。

沖縄基地問題を取材していると、国策として「不平等」「格差」、さらにいえば「不公正」「不正義」が沖縄に押し付けられていると感じざるを得ません。こういうことを推進している日米両国の基地施策は平和学で言う「構造的暴力」ではないかと感じます。

■米軍再編と沖縄―基地負担軽減の虚飾

「米軍再編」は、世界的な米軍兵力の再編、効率運用の一環です。「日本にいる米軍をどうするか」という課題からで生み出された流れではないことを確認しておきたいと思います。日本で起きている再編は、在ドイツ・在韓国の米陸軍が大幅に縮小された流れとは一線を画し、かなり異質

なものになっています。日米の軍事的関係をどんどん緊密にしていく流れの中であることは押さえておくべきだと思います。

在日米軍再編の際、政府は沖縄など基地を抱えている地域の「負担軽減」が大きな柱であるとしています。もう一つ、米軍のプレゼンス＝米軍の駐留を少し抑制していくが、日本周辺の抑止力は維持していくという「抑止力維持」を2つめの柱にした。この2本柱を米軍再編のキャッチフレーズにしてきました。

2006年5月の日米合意から3年が経ち、今何が起きているかを見ていくと、まさに負担軽減というキャッチフレーズは虚飾にまみれていると断じざるを得ません。

■嘉手納基地に舞い降りる外来機、PAC3の配備の問題

特に沖縄のケースでは、昨年から顕著になった事実にはF15という戦闘機の問題があります。私の聞いた範囲では、世界で飛び回っている戦闘機の中で2番目に騒音が大きい戦闘機です。その訓練を本土に移転することで、沖縄の爆音被害は減ると政府は言い続けてきましたが、昨年の騒音発生回数を数えてみると、過去5年間で最も激しい騒音が嘉手納基地周辺の住民に降り注いでいることになっています。

訓練移転によって騒音被害が減るところか、まったくの逆になっている。なぜかという、さまざまな訓練で、沖縄の基地に外来機が飛来しているからです。アメリカ本国のF-22Aラプター（Raptor）という最新鋭のステルス戦闘機が2度、12機、数カ月飛来しました。岩国やハワイにいるFA-18ホーネット（Hornet）という戦闘攻撃機など、厚木基地から飛び立って空母に乗ってきた艦載機が普天間や嘉手納に押し寄せると言うことが繰り返されています。外来機が頻繁に沖縄に飛来することで、F15の訓練が移転した分よりもはるかに騒音が激しくなっている。負担軽減はいったいどこにいったのでしょうか。

先日、北朝鮮のロケット発射をめぐり、日本ではミサイル発射ということで大きな騒ぎになりました。ところが沖縄では、2006年10月には、「PAC3」という敵のミサイルを撃ち落とすシステムの一翼を担う迎撃ミサイルが導入されています。嘉手納基地の中に部隊が配備され、800人の兵士が「PAC3」要員として増強されました。昨年2月には、その「PAC3」の部隊の兵士が、沖縄でフィリピン人女性を襲う暴行事件を起こしました。沖縄に新たに押し寄せた兵士たちが、弱い立場の女性が被害に遭う事件を起こす。こうした具体的な形で人権が蝕まれていく事件も起きているわけです。

■続く爆音被害、抗議を聞き入れない米軍

さらに、昨年何度か報道されましたが、嘉手納基地で「F15未明に10機離陸」とあります。夜中の3時4時という時間帯に、沖縄での訓練を終えてアメリカ本国に帰るF15が飛んだ。この騒音は最大で112デシベルを記録しました。どれくらいの音かということ、離着陸コースの真下にいると、トタン屋根がガタガタ揺れるくらいの音がします。1～2メートル離れた人とは会話が成り立たず、電話やテレビの音も聞こえません。車のクラクションを1メートル横で聞いているのと同音量のけたたましい音です。下手をすると、しばらく耳の聞こえが悪くなるほどの音です。

そういう戦闘機が夜中に10機も12機も飛んでいく。それが、ここ最近頻繁に繰り返されています。理由は、アメリカ本国の基地に長時間かけて飛ぶため、疲れたパイロットを安全な昼間の時間帯に着陸させねばならないからだという。だから、沖縄からの離陸は夜中になってしまうが、

何万人の人たちの安眠を突き破っても我慢してくださいという論理なんです。どれほど地元の県議会が抗議決議をし、県知事や嘉手納町長、北谷町長が抗議をしても、米軍は聞き入れようとせず、数カ月に1度の頻度で同じことを繰り返している。こうした爆音の問題をとってみても、「負担軽減」の金看板であったF15の訓練移転効果が消し飛ぶような形で、住民の生活に直結する負担感が増しているという現状があります。

■米軍再編の裏面は「本土の沖縄化」

今日のメインテーマの一つである、自衛隊との関係を少し話します。

米軍再編の際、日米の軍事的な緊密度を高めていくことが合意文書の中でひんぱんに謳われました。当時から沖縄の2紙は、金武町のキャンプ・ハンセンという演習場で自衛隊と米軍の共同訓練がどんどん激しくなるのではないかという懸念を何度も紙面化していました。図らずも、それが現実になっています。

米軍再編の合意が2006年5月。その年の秋口には、イラクから帰ってきた米軍の海兵隊の部隊と、本土からやって来た陸上自衛隊の特殊部隊が共同訓練を行いました。市街戦、もしくは市街地の街角に仕掛けた路傍爆弾を処理するにはどうするべきか、ということに対処する訓練です。日本の市街地が戦場になったことを想定した、より実戦的な共同対処訓練でした。今ではキャンプ・ハンセン内の射撃場を使った共同訓練や、机上では「こういう事態が起きたときにどう共同して対処するか」といった図上訓練が繰り返されています。

これはなかなか表面には出てこない。最近では、共産党の赤嶺政賢議員が4月の初めに、米軍再編の最終合意があった2006年から08年3月までの期間に、自衛隊が81回、米軍基地内に研修名目で入り、図上訓練をしていることを政府の答弁書で引き出し、実際の爆弾処理の訓練をしていると指摘しています。「日米が米軍基地内で具体的にかかわる訓練を3年間で81回も行っていた」という数字が出ています。

■進む日米の軍事融合

訓練の質は、実戦を想定したものにシフトしてきています。海兵隊や陸軍のグリーンベレーが使っている演習場に自衛隊員が姿を見せられているという地元住民の目撃情報もあります。偵察や爆破、スパイ活動、謀略、情報工作など、民衆が住んでいる地域が戦場になったことを想定し、米軍がイラクなどで培ってきたノウハウを自衛隊がより実戦的に学んで共同作戦をする。そういうことを視野に入れた訓練が沖縄で当たり前のように行われていることは、重大な問題をはらんでいます。特に、イラク戦争に派遣された部隊に、自衛隊が直接指導を請い、指導を受けている状況があります。

この10年来、日米の軍事的な関係を考えると、日米の一体化という言葉で語られてきていると思います。しかし、今回の米軍再編を通して、アメリカ陸軍の司令部機能がキャンプ座間に移ってきたのと符丁を合わせるように、「自衛隊を戦える軍隊にしてほしい、戦える軍隊にしたい」という日本側の意思がより鮮明になってきています。日本側が取り込まれて、米軍の指揮下に置かれていく、米軍の使い勝手のいいように自衛隊が協力するというのではなく、日本側が明確な意思を持って自衛隊を戦える軍隊に仕立てるということが、すでに行われていると思います。その点では、日米の軍事一体化という言葉よりも日本側の明確な意思に基づく「日米軍事融合」という言葉を使うべきではないかと考えています。海賊対策に海上自衛隊が出て行くこととつながっている部分があるのではないかと半田さんの報告を聞いて思いました。沖縄の地では日米の

軍事融合がここまで進んでいることが見えています。

■在沖海兵隊グアム移転協定の内実

最近、負担軽減の一番の柱として位置付けられていた、沖縄の海兵隊をグアムに移転する「グアム移転協定」が交わされました。琉球新報では、地元の非常に大きな問題という認識で、2月の協定署名時には、中川財務相がもうろう会見で辞任したニュースを押しつけ、夕刊のトップで、ぶち抜きの見出しで報じました。沖縄にとっては、ニュース価値が非常に大きいという問題意識があったからです。

市民団体の厳しい批判の声を掲載し、「グアム移転協定」の全文を2面に掲載しました。回りくどい外交文書の最たるものだと思います。しかし、いくつか見逃せない点があります。先ほどお話ししたとおり、米軍再編の2大柱は「負担軽減」と「抑止力の維持」だという言い方を日本政府はずっとしてきました。しかし、米軍再編合意当時から、アメリカ側の実務担当者などに話を聞くと、「いや、維持ではない。抑止力を向上させるのだ」「アメリカ兵の数は減るかもしれないが、日本と米軍が共同対処することで抑止力は維持される。日本政府はどうして本音の部分を説明しないのか」ということが、当時から何度も報道されてきました。

ようやくこのグアム移転協定の本文の中で、こういう形で明記しています。「この地域における抑止力を強化するものであると両政府が認識していることを強調する」。「抑止力維持」と国会で説明してきたものを、いとも簡単に、日本政府が28億ドルの巨費を投じてグアムにアメリカ軍の基地を建設する資金を拠出するという段階になって初めて「抑止力維持ではなく強化だ」ということを、協定の前文にもぐりこませる形で、在日米軍再編の本質が姿を現すということが今起きています。

本来は政治文書であった「日米合意」を協定化して国家間条約に格上げし、日米の約束に法的拘束力をもたせる。もう一ついいますと、民主党を中心とした野党が政権を取る可能性が高まる中、次の政権も縛る形にしておきたい。そんな日米の官僚の間でこうした姑息なやり方が出てきた。それに対して政治家が歯止めをかけたり、「おかしいんじゃないか」という問題意識もないまま通ってしまった。それがグアム移転協定の本質だと思います。

■28億ドルの根拠、定数と実数の矛盾

28億ドルの根拠についても、国会の答弁では、8000人の在沖海兵隊員と9000人の家族がグアムに移ると説明してきました。しかし最近の協定に関する衆議院・参議院の質疑の中で、麻生首相は「8000人と言われてきたが、どれくらい移るのかなんてわかりっこない」と答えています。

「これは実数ではなく定数の削減だ」とも答えています。在沖海兵隊は、約17000～18000人が定数と言われています。その中にはグアムやアフガニスタンに派遣されたりする部隊もいますし、洋上の補給艦で生活する海兵隊の部隊もいます。だいたいイラク戦争が起きた後は12000人から13000人くらいしか沖縄にいないだろうと言われています。12000人から8000人が減れば4000人になります。これは確かに大きな削減になると沖縄の人たちは考えてきましたが、ここへきて、以前から少しずつ指摘はされていましたが、実数ではなく定数だと日米の政府は言い出しています。18000人の定数が8000人減るから1万人になるんですという説明をするようになっているわけですね。

兵士の数が減ると、事件や事故が減ります。これは、統計学的に証明されているデータです。しかし、根本のところで実数と定数をわからないような形で進めてきて、蓋を開けてみれば定数だ

と言う。定員を削減するだけですと。今の兵士数から2000～3000人だけ減らせば、沖縄の負担軽減は完結することになってしまうわけですね。

■無視される沖縄の民意

こうして、これまで取り繕う形でやってきたことの矛盾が、今、かなり大きく出てきています。28億ドルの巨額な資金をアメリカがつくる新基地に充てることの是非も、本質的な論議もなく進められ、このままでは自然承認という形で5月中には成立することになっています。私たち沖縄側から見ますと、沖縄が世論調査をしても、県議会議員や県選出の国会議員、自民党を含めて議員アンケートを取っても、反対が圧倒的に多いんですね。仲井眞県知事も「今回の協定の中の普天間飛行場の移設について微修正してくれ」と言っています。これは本質的には、県内移設を固定化・前提にした譲歩案であって、あってはならないことですが、そういうことも含めて、沖縄の民意は一顧だにされず、日米の都合だけで協定が交わされたのです。

■権力をチェックする力を失ったメディア

最後に、米軍再編の本質とグアム移転協定を通して、報道の課題をいくつか指摘して終わりたいと思います。2006年5月の米軍再編日米合意から3年が経ちました。日米合意の時点で説明が異なっていた問題もありました。とくに普天間基地の移設問題については、後ほどの討論で触れたいと思います。

「『飛ばない』という場所を飛ばす」「この飛行機は飛ばすはずがないけれども実は合意をしていた」「アメリカは飛ばすと日本側に正式に通告をしていた」―。日米の交渉時点、合意時点には封印されていた事実がボロボロと暴かれています。しかし、それに対する批判的な報道が、米軍再編推進の流れに報道がからめとられる中で、政府の答弁の矛盾や今までついていたウソに対する批判的な報道のスタンスが、沖縄から見ていると非常に弱いと指摘せざるを得ません。

これだけ莫大な国民の税金を使う事業でありながら、矛盾をチェックしたり、厳しく指摘したりする報道が足りない気がします。情報源の政府との馴れ合いに陥っているのではないかと感じるものがあります。

日米安保が維持されていたとしても国民への説明義務を果たさない。どういってお金が出ているのかハッキリわからない。グアム移転協定でも、移転する兵士の数もわからない。どんな住宅がどれだけ建つのかという詳しいことも、わかっているのかもしれませんが、わからないと答弁をする。安全保障の問題は、安保にかかわる部分はブラックボックスに入れて、国民の目には何がどう動いているのか、分からないようにする。それなのに、28億ドルのお金だけは確定して、国費から出ていく。積算根拠さえ明らかにならない巨額のお金がアメリカに渡ることに対しても、報道も世論も、チェックする主体性が薄いのではないかという気がします。

■米軍再編の本質を見抜く視座

安全保障問題に潜む、日米の密約体質に対してクサビを打つという私たちメディア側の視点が、今、非常に問われていると思います。こうしたことを考えていくと、米軍再編や、90年代後半からの周辺事態法、ガイドライン、有事法制、さまざまな日米の軍事協力を強化していく、そして住民や自治体も巻き込んでいくような法体系の流れがある。沖縄の基地被害も含めて考えると、国の基本法である平和憲法の最も重要な憲法9条を持ちながら、日米安保体制が明確に日本の

こうした、憲法を凌駕した安保の実態がより危険な方向になっていく。そのときに、私たちメディアの側がどういう姿勢でチェックをしていくのかが、非常に重要な問題として問われてくると思います。

XX